



#有田市二人の未来応援 パッケージ

Marry you -結婚するなら、有田市で-

有田市に住み、働きながら  
奨学金を返還する若い世代を応援！！

# 有田市奨学金返還支援助成金

年間上限 **12万円!**

さらに、市内で3年継続して就業・起業すると

年間上限 **20万円!**



## 助成対象

次の要件をすべて満たす方

- 大学等に進学時、奨学金の貸与を受けている方  
(日本学生支援機構第一種及び第二種奨学金など)
- 有田市内に定住している満30歳未満の方
- 就業または起業している方  
(農業・漁業従事者も含みます)
- 令和3年4月1日以後に奨学金を返還し始めた方が対象



## 認定申請期限

**令和4年1月11日(火) 必着**

お問合せ  
申請先

経営管理部 経営企画課 まちづくり係

〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地

☎ : 0737-22-3731

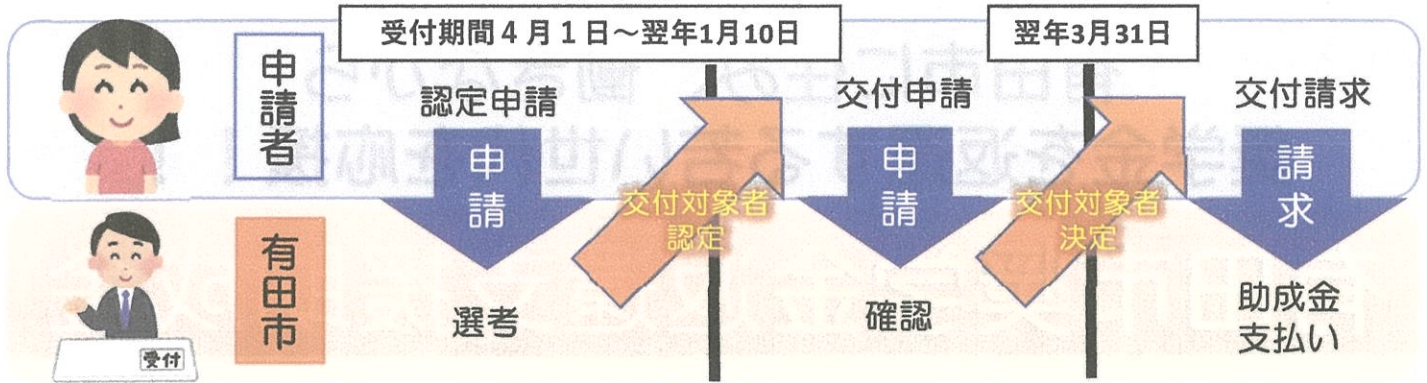
✉ : keieikikaku@city.arida.lg.jp



Marry you -結婚するなら、有田市で-

有田市は、まちの希望を担う若い世代に積極的な支援を展開します

# 有田市奨学金返還支援助成金の交付手続き



助成対象奨学金	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本学生支援機構の貸与型奨学金</li> <li>和歌山県修学奨励金</li> <li>その他貸与型奨学金</li> </ul>
助成対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学等に進学時、貸与型の奨学金を受けており、認定申請時に属する年度末日時点において満30歳未満の方</li> <li>有田市内に定住し、就業または起業している方</li> <li>個人で農業又は漁業を営む方又はその事業専従者</li> <li>※ただし、公務員、独立行政法人等の公共法人は対象外</li> </ul>
助成対象期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>助成金を受けようとする会計年度の前年度の1月から当該年度の12月までの間のうちで就業又は起業していた期間</li> </ul>
助成額	<ul style="list-style-type: none"> <li>上述の対象期間における奨学金の返還額の 1/2 (上限12万円)</li> <li>市内で3年継続して就業・起業の場合 10/10 (上限20万円)</li> </ul>
認定申請提出書類 (期限：1月初旬ころ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定申請書</li> <li>大学等が発行する在学又は卒業を証明する書類</li> <li>奨学金の借入額及び返済予定額が確認できる書類</li> <li>住民票の写し</li> <li>勤務先、就労状況等を証する書類</li> </ul>
交付申請提出書類 (期限：3月下旬ころ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>奨学金の返還済額を証する書類の写し</li> <li>本市の市税を滞納していないことを証明する書類</li> </ul>



※詳細は市ホームページをご覧ください

## よくあるご質問

- Q1. 正規雇用でない場合も対象となりますか？  
A1. 会計年度任用職員、パート・アルバイトの方も対象となります。ただし、雇用条件や契約期間の更新について明記されていることが必要です。
- Q2. 現在、有田市民でなくても申請できますか？  
A2. 申請時、有田市民でなくても、該当年度内に転入予定であれば申請可能です。その場合、転入した日から返還する額が対象となります。

- Q3. 上限の上増し要件について、令和3年9月就職した場合は、いつから上増しとなる？  
A3. 令和6年9月から上増しとなります。ただし、令和6年1月～8月は1/2、9月～12月が10/10の助成となります。
- Q4. 市内在住で、市外へ勤務となった場合は？  
A4. 市内からの通勤であれば、助成対象です。ただし、3年以上勤めても返還割合は変わりません。また、有田市から転出した場合は、助成対象外となります。